様式第２号の４

年　　月　　日

大阪府知事　様

誓　約　書

　申請者は、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

　補助金を受けて新設する塀等については、新設工事請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の交付を受け築造した塀等は適切に維持管理を行います。さらに、当該塀等を譲渡する場合は、譲渡する者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

　万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、申請者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪府から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者　住所

氏名